

新城市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱の提出書類の補足

◆以下に挙げられている項目は注意が必要な事項についての説明です。

太陽光発電事業届出書（様式第1）

事業名	太陽光発電施設の名称を記入すること。
想定発電出力	電力会社との接続契約で申請する発電出力を記入すること。
工事開始予定日	太陽光発電設置事業に係る工事の開始予定日（事前の木の伐採等を含む）を記入すること。

太陽光発電事業届出書、添付書類（※変更の場合も含む）

開発区域位置図	住宅地図、インターネットサイト等の地図（googlemap、Yahoo地図など）に事業計画地を示したものでランドマーク施設との位置関係が分かるように示すこと。
事業実施工程表	各種法規制の手続きから売電開始までの工程を項目別に明記すること。 3か月以上事業工程が遅れる場合は環境政策課へ連絡し、必要に応じて修正した事業実施工程表を提出すること。
土地利用現況図	工事実施前（準備のための伐採等を含む）の現況を示すこと。土地形状を変更しない場合でも工事前の状況（農地であった場合は耕作の有無、山林であった場合は植生状況など）を明記すること。
事業計画図	土地形状の変更内容、パネル配置、パワーコンディショナー・キュービクル・系統連携箇所を明記すること。同じ図面で排水計画図を兼ねることも可。 事業計画地周囲に住宅等がある場合はその位置関係を明記し、反射光などの影響がないことを説明すること。
排水計画図	土地形状の変更がなく、傾斜地でないなど工事後に影響がないと思われる場合の他、自然浸透により排水に対する工事を行わない場合であってもその旨を明記すること。
公図の写し	事業予定地及び、隣接地の土地について提出のこと。また、併せて地目、所有者氏名を明記すること。

太陽光発電事業計画書（様式第2）

設計者の氏名	添付書類の図面内容について説明できる者の氏名を記入すること。
雨水排水処理施設の内容	排水計画図に対応した施設を記入すること。自然浸透等により施設を新たに設けない場合もその旨を明記すること。
関係法令	該当する法令の該当・非該当に○をつけること。 表に記載のない法令についてはその他の欄に追加すること。

太陽光発電事業説明結果報告書（様式第3）

<ul style="list-style-type: none"> ・地元区長への事業説明と併せて事業計画地に隣接する土地・家屋の所有者等への周知方法（説明会方式、個別訪問方式）や配慮すべき範囲を相談すること。 ・事業計画の他、反射光、雨水対策、除草等環境整備、安全対策（防護策・標識の掲示）、その他住民が懸念する事項について十分な説明を行うこと。 ・様式に収まらない場合は別紙を設けて記載すること。 ・説明会終了後その内容について地元区長の確認を取り押印を得ること。

関係法令チェックシート（様式第4）

確認日	確認日には担当課へ確認した日付を記入すること。 確認する必要がない項目（農地以外の場合の農地法など）については斜線を引いて提出すること。 確認方法は法令等によって異なります。チェックシートの概要をよく読んだ上で、それぞれの担当課にお問い合わせください。
-----	--

処理状況報告書（様式第6）

処理状況の報告の内容	指導の内容に対してただちに対処できない場合、予定する処理内容及び完了時期について記載すること。また、その指導内容に係る利害関係者への説明状況も記載すること。
------------	--

太陽光発電設備工事完了届（様式第8）

添付資料（写真）	施工前の写真は設置事業予定地の設置事業前の状況が分かるように3か所程度から撮影すること。 施工中の写真は架台設置時の状況が分かるように撮影すること。 施工後の写真は発電設備（太陽光発電モジュール、パワーコンディショナー、受変電設備、柵塀、設置事業者の標識）の設置状況を撮影すること。
----------	---

その他、不明な点や判断に迷うことがありましたら環境政策課（0536-23-7690）にお問い合わせください。